



各 位



2022年5月25日

会 社 名　　OCHIホールディングス株式会社
代表者名　　代表取締役 社長執行役員 越智 通広
　　　　　　　(コード番号:3166 東証プライム・福証)
問 合 せ 先　　執行役員総務部長 松尾 浩昭
　　　　　　　(TEL 092 - 711 - 9594)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月25日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第12期定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業内容の多様化に対応するために、事業目的の一部の変更を行なうものであります(変更案第3条)。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則第2条を設けるものであります。
- (3) 上記変更に伴う条数の変更等を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	2022年6月24日
定款変更の効力発生日(予定)	2022年6月24日

以上

(別紙) 定款の変更内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第2条(条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。</p> <p>① 建設資材の販売</p> <p>② 住宅設備機器の販売</p> <p>③ 建設工事の請負、企画、設計、施工および監理</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>④ 家庭用の電気製品、金物および日用品の販売</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>⑤ 業務用の冷凍冷蔵機器、空調設備、厨房機器の販売および設置工事</p> <p>⑥ 木材の加工、製造販売</p> <p>⑦ 電気絶縁材料、工業用電気機械器具および耐熱材料の販売</p> <p>⑧ 介護保険法に基づく居宅介護支援、訪問介護および短期入所生活介護事業</p> <p>⑨ ガソリンスタンドおよび車両の整備</p> <p>⑩ 下水道処理施設維持管理業</p> <p>⑪ 飲食業</p> <p>⑫ 不動産の売買、賃貸、仲介および管理</p> <p>⑬ 損害保険代理業</p> <p>⑭ <u>住宅瑕疵担保責任保険に関する契約の媒介または業務の取次ぎ</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第2条(現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。</p> <p>①～③(現行どおり)</p> <p>④ <u>建設コンサルタント業</u></p> <p>⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥ <u>繊維製品卸・小売業</u></p> <p>⑦～⑱(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>⑮ 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第4条～第5条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第14条(条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類 および連結計算書類に記載または表示を すべき事項に係る情報を、法務省令に定め るところに従いインターネットを利用する方 法で開示することにより、株主に対して提供 したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第16条～第17条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4条～第5条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第14条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報に ついて、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部または一部に ついて、議決権の基準日までに書面交付請 求した株主に対して交付する書面に記載し ないことができる。</u></p> <p>第16条～第17条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>

現行定款	変更案
<p>第18条～第26条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第27条～第29条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第30条～第33条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第18条～第26条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第27条～第29条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第30条～第33条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条(現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供および電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 附則第2条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>